

事 務 連 絡
平成19年1月19日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて連絡したのでお知らせします。

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成19年1月19日付け厚生労働省告示第4号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」(平成2年8月1日政令第238号)の一部改正が平成18年3月23日に公布され、「二一(二クロロフェニル)一二一(メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類」が平成19年1月1日より麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)別表第一第75号の規定に基づく麻薬に指定されたことから、薬価基準の別表の収載品(注射薬2品目)について名称変更したものであること。
- (2) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(注射薬2品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,930	3,970	2,641	37	14,578

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

ドキシル注20 mg

本製剤の特殊性にかんがみ、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(参 考)

薬価基準告示

別表の品名を変更するもの

No	現行収載名	変更収載名
1	ケタラール筋注用500mg	Ⓜ ケタラール筋注用500mg
2	ケタラール静注用200mg	Ⓜ ケタラール静注用200mg

別表に追加するもの

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価
1	アリムタ注射用500mg	ペメトレキセドナトリウム水和物	500mg 1 瓶	240,649
2	ドキシシル注20mg	ドキシシルピシリン塩酸塩	20mg10mL 1 瓶	97,488